様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　２ 年　 ６ 月 １６ 日現在

機関番号：３２６８８
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2019
課題番号：１６Ｋ０３２３８

研究課題名（和文）現代パプアニューギニアにおける慣習法の多元的位相に関する法人類学的研究

研究課題名（英文）Legal Anthropology on Multiple Aspects of Customary Law in Contemporary Papua New Guinea

研究代表者
馬場　淳（Baba, Jun）

和光大学・現代人間学部・准教授

研究者番号：６０６１５１２８

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,900,000円

研究成果の概要（和文）：　代表者は、研究期間中3度、パプアニューギニアにて人類学的調査を行い、村落裁判とそれ以外の法‐社会的局面を対象に、慣習法の現代的位相に関する実証的資料を収集した。その成果としては、文化人類学会、オセアニア学会、法社会学会での口頭発表および各種雑誌・著作に寄せた論文がある。また最終年度には、英文報告書「Protecting Family in Contemporary Papua New Guinea: An Ethnographic Study of Legal Impact on Manus Islanders」（B5版・本文135頁）が完成し、当初の計画は完了した。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究は、慣習法の成文化や慣習法と近代国家法の関係性という点において、法人類学の発展に寄与するだけでなく、法社会学や開発研究など、文化人類学の隣接諸分野との学際的研究を可能とする（文化人類学上の意義）。また、慣習法の現代的諸相に関する実証的資料は、パプアニューギニアだけではなく、他の太平洋諸社会やアフリカ諸社会との比較研究を可能にする（地域研究上の意義）。さらに英文報告書を、パプアニューギニア大学や国立調査研究所、州政府、調査対象地などに提出し、研究成果の還元を行った。本書は、新しく制定された法律の衝撃研究の成果を含んでいるため、今後の法改正や政策の改善に向けた実践的な提言となることだろう。

研究成果の概要（英文）：　During the project period, the author (Baba, J.) conducted anthropological research for three times in Papua New Guinea and collected the data regarding customary laws objectified in village courts and other situations. As a result, the author gave oral presentation in annual meetings of academic societies (Cultural Anthropology, Oceanic Studies, and Sociology of Law) and similarly published academic articles regarding the project theme in journals and books. Finally, the author put out the research report entitled “Protecting Family in Contemporary Papua New Guinea: An Ethnographic Study of Legal Impact on Manus Islanders” (pp.1-135), which includes first impact study of newly legislated the Family Protection Act. This marks the completion of this project.

研究分野：文化人類学

キーワード：慣習法　村落裁判　成文化　ドメスティック・バイオレンス　衝撃研究　法人類学　パプアニューギニア　太平洋地域

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

パプアニューギニアの紛争（もめごと）解決や秩序形成において、慣習法はいまだ、成文化された国家法に比肩しうる――しばしばそれ以上の――重要性をもっている。ここでいう慣習法とは、常に／すでにそこに「ある」ものというより、紛争解決や秩序形成に関わる伝統文化の諸要素を、人間（現地のエリートや市井の人々、研究者）が法として客体化した構築物である。パプアニューギニアの研究者は、このような慣習法の客体化を概して二つの局面からとらえてきた。一つは、独立（1975 年）に伴って施行された村落裁判制度である（A)。もう一つは、慣習が反映された制定法や裁判事例、およびその前提となる慣習を記録するという社会的実践（慣習法の成文化）である（B)。

（A）については、これまで人類学を中心とする多くの調査研究が蓄積されてきた。村落裁判とは、文化的に多様な地域社会の現実に即してもめごとを解決する住民主体の裁判であり、伝統的慣習が参照・利用され、慣習法が明確なかたちで客体化される場を提供する。少なくとも脱植民地期のエリートたちは、慣習法の復興の夢をこの制度に託したのだった。しかし 1980 年代以降、村落裁判研究の関心は、慣習法というよりも、地域社会ごとの多様性や変容に向けられるようになっていった。例えば、判事の恣意で規則や手続きが定められ、近代型の裁判形式に近似し、判事主導の権威主義的性格を帯びていったという報告がある[Westermark 1986]。そして判事だけでなく、当事者や彼らの親族にとっても、村落裁判は戦略的に利用されるようなフォーラムにもなってきている[深川　2012]。こうした状況から見えてくるのは、どのような慣習を適用するのか、そもそも何が慣習なのかが政治的に操作されたものだということである。とくに多様な文化的背景が混在する首都ポートモレスビーではその傾向が顕著であり、どこの言語文化集団の慣習なのかさえわからないこともあって、「村落裁判は伝統的ではない」とさえ主張されるに至っている[Goddard 2008]。こうした現状において、村落裁判と慣習法の関係を、地域的特性を踏まえつつ、住民の認識と実践から今一度問うことには意義があると考える。

（B）については、法学者を含む法曹界が中心になって調査研究を進めてきた。実に、パプアニューギニアには、制定法や裁判に伝統的慣習を反映させる枠組みが用意されている。慣習承認法(Customs Recognition Act)によって、伝統的慣習が近代型の公式的裁判で適用されたり、植民地期に移植された近代的西洋法を独自に解釈して、伝統的慣習が実際の裁判（例えば、婚姻の事実認定など）に活かされることもある [Demian 2003; 馬場　2012]。こうした状況を踏まえて、注目したいのは、慣習法の成文化作業である。成文化された慣習法には、伝統文化の「復興」や文化的アイデンティティに資する意義のほか、上記の紛争処理に有効な資料となる実用的な意義がある。例えば、植民地期アフリカの「リステートメント計画」は、成文化によって慣習法を裁判で利用するという実践的な志向をもつものだった。実際、現代ケニアでは、こうして成文化された慣習法が近代型裁判で参照・適用されていることが報告されている[Ishida 2009]。しかし現代パプアニューギニアにおける慣習法の成文化は、一部の地域を除けば、積極的に行われているものではない。慣習法の客体化の契機となる村落裁判との関係も含めて、成文化の問題や実態を検討することは、慣習法の動態を捉えるうえで看過しえない重要性をもつのである。

２．研究の目的

本研究の目的は、パプアニューギニアにおいて、社会文化的・経済的・生態学的条件が大きく異なる二つの調査地を対象に、慣習法の現代的位相（新しい動向や現象）を明らかにし、地域的特性を踏まえた比較研究を発展させることである。それにあたって、本研究では、以下のように三つの研究内容を設定した。

【研究内容１】
各調査地の村落裁判を対象に、慣習法の運用実態や意義に関する実証的資料の収集

【研究内容２】
各調査地における村落裁判以外の法-社会的局面を対象に、慣習法の新しい動向や実態に関する実証的資料の収集

【研究内容３】
慣習法の地域的特性の比較研究および慣習法の現代的諸相を総括する理論研究

なお二つの地域とは、代表者（馬場淳）がこれまで調査を行ってきた島嶼部のマヌス州と連携研究者（石田慎一郎：首都大学東京）が調査経験のあるニューギニア高地のエンガ州である。石田は、東アフリカのケニアを主たる研究対象としてきたが、法人類学を専門としていることに加え、エンガ州での調査経験及び研究成果も有しており、本研究課題に関するフィールドワークを遂行することに支障はないことから、連携研究者に迎えた[石田　2002]。本調査研究で得た資料は、東アフリカとの比較研究としても生かされることだろう。

３．研究の方法

各年度にパプアニューギニアに赴き、マヌス州（代表者）とエンガ州（連携研究者）にて、【研究内容１】【研究内容２】に関わる現地調査（フィールドワーク）を行った。具体的には、質的調査（参与観察、インタヴュー）を主軸とするが、裁判記録の閲覧、アンケート調査などの量的調査も適宜実施した。また首都ポートモレスビーにあるパプアニューギニア大学の図書館、国立公文書館、国立調査研究所、統計局に保管されている公開／非公開の報告書、資料、パンフレッ

トを閲覧・複写した。そして国内にて、【研究内容３】に関する議論・意見交換を行った。

４．研究成果

ここでは、調査過程で得られた新しい資料や動向に絞って、本研究の成果を示す。

（１）慣習法への国家的まなざし

パプアニューギニアの憲法（Constitution of the Independent State of Papua New Guinea）は、前文の「国家目標と指導原理」の 5 で伝統文化の尊重を謳い、それを国家原理の一つに据えている。国家目標と指導原理は、裁判規範性を持たず、国家の達成努力義務とされているが（第 25 条）、基層法（Underlying Law）の一つとして認められている慣習（附則 2）が具体的な法律や裁判に活かされるような法的枠組みは用意されている。その背後には、慣習の適用を通じた「我々の固有法学」（our indigenous jurisprudence）／メラネシア法学の発展が企図されている（第 21 条）。

慣習が適用される枠組みは、次のように三つある。各社会の個別的な慣習（local customs）は、慣習承認法（Customs Recognition Act: Chapter. 19）にもとづき近代型の裁判で適用され（１）、村落裁判法（Village Court Act: Chapter. 37）にもとづき草の根の村落裁判で活かされる（２）。また慣習は制定法にも反映されるが、そこでいう慣習は、各社会が育んできた個別的な慣習ではなく、パプアニューギニア全体に共通する「慣習」であることに注意する必要がある（３）。つまり慣習は、司法制度の全領域において反映・適用されることになる。（２）と（３）については続く項目でそれぞれ述べることにして、ここでは（１）に関する新しい動向が生じていることを報告しておきたい。

新しい動向としては、慣習が適用された近代型裁判の資料集が編纂されたことである[Gonol 2016]。確かに、独立以降、文化人類学者や司法改正審議会(Law Reform Commission)の報告書など、慣習に関する資料が参照された裁判の判例が着実に蓄積されてきたが、それらが体系的にまとめられることはなかった。その意味で、資料編纂事業は、ここにきてパプアニューギニアが慣習法を通したメラネシア法学の発展に自覚的になったことの証左として考えられる。

代表者がこれを支える慣習承認法の諸要件について整理したところ、確かにこの法は、証拠提示の厳密な手続きを要しない点で慣習の適用を広く可能にしているかに見えるが、実際には社会的正義や法的整合性の観点から慣習の適用に強い制限がかかっており、メラネシア法学の発展に資するかどうかについては楽観を許さないといえよう。そこには、慣習承認法がそもそもオーストラリア植民地統治時代に導入された Native Customs (Recognition) Act を母体にしているため、近代西欧的な論理に規定されていることがかかわっている。

（２）村落裁判と慣習法の成文化

村落裁判法（以下、VCA）は、地元の人々による自主的な紛争解決に――憲法の理念に抵触しない限り――法的効力を与える法律として、1973 年に制定され、独立（1975 年）と同時に施行された（1989 年に改正）。村落裁判は、管区内住民から選出された素人判事が管区内の紛争を「平和と調和」（peace and harmony）の観点から解決することを主たる目的としており（VCA：52 条）、その際、慣習の適用を認めている（57 条）。

調査過程では、代表者や先行研究がこれまで明らかにした諸点――村落裁判法で規定される慣習と現地の人々が理解する慣習のズレ、慣習にこだわらず、何よりも現実的な解決目指す紛争処理方法など――が確認された。また、草の根ゆえに生じがちなアドホックな裁定を避けるためのルールづくり（慣習法の成文化）の動向は確認されなかった。むしろ、村落裁判制度が慣習法の成文化を阻んでしまうことを確認した。この理由について、代表者は以下のようにまとめた[馬場　2019a:103-105]。

一つは、成文化の実践的意義への疑問である。村落裁判制度が慣習にもとづく住民主体の紛争処理を保証しているため、住民たちはその慣習をあえて成文化するような関心を持ちにくくなる。二つ目は、成文化に値する「正しい」慣習の捉えどころのなさである。詳細は省略するが、現地に生きる人々にとってすら、成文化するべき「正しい」慣習を捉えにくい状況が村落裁判で生じているのである。

そして何よりも決定的なのが、三つ目の『村落裁判マニュアル』（Village Court Manual, 2000 年版）の指南である。後半の「慣習法」の項目には、慣習法が生きたものであり、「一度、慣習が書かれると、それは歴史の断片になり、博物館のための何かになってしまう。また何かが書かれたとき、人々はもうそれをこれ以上覚える必要はないと考えるようになる。生きた慣習にしておくために、私たちはそれを近代生活と関連づけながら、頭の中にしまっておかねばならない」と書かれている（61 頁）。つまり、村落裁判判事たちに手渡されるマニュアルが慣習（法）を記録してはならないというタブーを課しているのである。

村落裁判は、判事や住民がその紛争処理プロセスを通して、これまで自明に行ってきた行為規範を慣習法として客体化する契機であることは確かである。そして村落裁判では、管区ごとに程度の差はあれ、具体的な判例が積み重ねられている。しかし、このことが慣習法の成文化に直結するわけではなかった。慣習法の成文化には別のコンテクストや要因が必要だということになる（後述の（４）参照）。いずれにせよ、成文化の問題関心を得たことで見えてきたこの事実は、先行研究も加味すると、村落裁判に慣習法の復興・保存という「夢」を託した脱植民地期の指導者たちの意図とは異なる方向に進んでいることを示しているだろう。

（３）制定法に反映された慣習――家族保護法の事例

パプアニューギニアの憲法原理では、議会制定法が慣習（附則 2）にもとづいて作られるべきものであることが定められている（第 20 条）。調査過程では、その事例として、グローバルな趨勢を受けてパプアニューギニアが 2013 年に制定した「配偶者・パートナーからの暴力」（ドメスティック・バイオレンス、以下 DV）に関する家族保護法（Family Protection Act, No. 29 of 2013、以下 FPA)に注目した。マヌス州でこの法律が運用されたのは 2015 年からであり、代表者は裁判記録とともに（2019 年までの）年次件数を収集し、実態を把握することができた[Baba 2020: Chapter 10]。ここでは、本研究課題に関わる概要のみ指摘しておく。

FPA は、（2 年間有効な）家族保護命令(Family Protection Order)と（1 か月間有効な）暫定保護命令(interim protection order)の発出を可能にするほか、DV に対してかなり厳しい罰――具体的には 5,000 キナ（パプアニューギニアの通貨単位）以下の罰金、もしくは 2 年以下の懲役(Section 6 (1))に加えて、（DV 被害者への）賠償金(compensation)の支払い――を課すものである。注目すべきは、「慣習に従って」賠償（現金以外は不可）の支払いが設けられていることである(Section 21)。古典的民族誌が示すように、賠償はパプアニューギニアで広く知られた伝統文化だと言ってよい。主にニューギニア高地部や辺縁部を対象にした民族誌からは、犯罪と賠償の詳細な対応表、補償と賠償の違いなど、賠償の慣行が高度に発達していたことがうかがえる[e.g. Strathern 1972: 227-234]。FPA がこの規定を設けたことは、賠償の支払いが個別社会の差異を越えて、パプアニューギニア全体に共通する「慣習」として認められたことを意味する。

ところで、こうした法制化は、他のメラネシア諸国（ソロモン諸島、ヴァヌアツ共和国、フィジー諸島共和国）でも、近年急速に進んできた[e.g. Forster 2011]。ヴァヌアツでは Family Protection Act (2008)、フィジーでは Domestic Violence Decree (2009)が、奇しくもほぼ同時期に制定された。ソロモン諸島では、これまで 1971 年に制定された Affiliation, Separation, Maintenance Act を改正することで DV に対応してきたが、パプアニューギニアに少し遅れて、2014 年以降、DV に特化した法整備が急速に進んだ。

これら各国の規定や運用実態は権利意識[馬場　2017]や社会文化的な影響によってヴァリエーションを示すことから、メラネシア諸国の DV 法の比較研究は今後の課題の一つといえよう。それは、国際人権レジームへのメラネシア的対応の一般性と特殊性を解明することにつながっていくだろう。

（４）慣習法の成文化――比較研究

代表者はマヌス州のある島が慣習法を成文化していたことを知り、連携研究者の石田がエンガ州の博物館プロジェクトへの関心を高めていたことから、本研究内容の一つに慣習法の成文化を置き、それぞれ本格的な検討を進めた。これは、比較研究【研究内容３】に該当する。

成文化された慣習法は、先述の慣習承認法にもとづき公式の裁判で参照・活用される証拠となるものであり、実用的意義が期待される。実際、東アフリカのケニアではこうした慣習法が地方裁判所で運用されていることがわかっている[Ishida 2009]。

とはいえ、近代化が急速に進みながらも、多くの伝統的慣習が息づくパプアニューギニアにあって、慣習法として体系的に書き表す実践（成文化）は今日、意外にも進んでいないのが一般的状況である。パプアニューギニアでは、ある時期から成文化への志向が希薄になった背景がある。それは、単なる識字能力の問題ではなく、ましてや人々の怠慢によるものではない。そこで、代表者はまず、慣習法の成文化をめぐる経緯についてまとめた[馬場　2019a: 100-101]。概略を示すと、次のようになる。

植民地期のパプアニューギニアでは、イギリス領アフリカで行われたような「リステートメント計画」が実施されなかった。その理由は、宗主国オーストラリアが直接統治政策をとっていたこともあるが、そもそも――アフリカ諸社会と異なり――「小規模かつ分散的で、本質的に地方根性が強く（parochial）……西洋社会で法の強制を司る機構（machinery）を欠く」パプアニューギニア諸社会ではリステートメントの実効性が見込まれないと考えられていたからだった[Epstein 1974: 4]。しかし独立すると、司法改正審議会が「慣習法開発プロジェクト（Customary Law Development Project）――裁判で信頼性のある証拠として参照すべく、各地の慣習法を記録・集積する計画――を立ち上げ、国内外の人類学者や法学者が率先して、いくつかの成果を生み出した[e.g. Scaglion 1983]。そのほか、1980 年代前半までは、州レベルでも独自の成文化作業が見られた。この動きは、独立に伴う国家イデオロギー（「パプアニューギニアのやり方」）や地方分権と関連していると考えられる。ただし 1980 年代半ばには、この国家プロジェクトは終息した。つまり慣習法の成文化への国家的関心が消失したのである。これには、予算や人材の不足のほか、いくつかの理由がある。一つは、成文化が絶えざる変化の渦中にある慣習を固定化してしまうことへのさまざまな懸念が表明されたこと[e.g. Scaglion 1985: 31-33; Gordon and Meggit 1985: 202-208]。これが、（２）で述べた村落裁判の否定的な態度の背景となっている。もう一つとしては、すでに述べた伝統的慣習を生かす法制度（とくに村落裁判）の運用が軌道に乗っていたこと。要するに、慣習が活かされている以上、あえて成文化する必要性がなくなったと考えられる。

こうした状況を踏まえると、代表者や連携研究者が得た事例が貴重な資料であることがわかるだろう。代表者が検討したのは、マヌス州のナウナ島民が成文化したナウナ憲法である[馬場 2019a]。序文と 3 章 125 条（A4 にして 38 頁）――これに附則や服務規程が付け加えられている

――からなるこの慣習法典は、国家や州のプロジェクトではなく、外部（とくに先進国）の専門家（例えば、人類学者や法学者）すら関与していないもので、島民自身が勝手に書き上げたものである。先に述べた司法改正審議会の報告書[Scaglion 1983]は専門家の指導を受けたパプアニューギニア大学の学生がそれぞれの故郷の慣習法を記したものだが、その分量が数頁であったこととと比較すれば、ナウナ憲法のヴォリュームが桁違いであることがわかるだろう。

その一方、連携研究者が検討したのは、1990 年代以降、地元博物館（Enga Take Anda）を拠点に進められてきた郷土史研究事業である。これは、博物館の施設・展示リニューアル、伝統的な文化と社会に関する研究書、小学校の郷土教育用教材の出版、そして各地のクラン間戦争の解決を目的とする平和事業への合流を果たしてきた。つまり慣習や口頭伝承の記録は、この事業の一環として位置付けられている。

以上、二つの地域で生じた成文化現象には、主体や目的・性質という点で、差異がある。エンガの成文化は博物館を主体とした郷土史研究から生まれたものである一方で、マヌス州のナウナ憲法は島民主体で、島社会を秩序づける法規（ルール）の集成という明確な意図のもとで生まれたものである。しかし共通しているのは、これらが国家プロジェクトや村落裁判とは無縁な文脈から生じたものだということである。つまり、慣習法の成文化は各社会の文化的歴史的コンテクストに強く左右されるものであり、概して先述した地方分権の流れの延長といえる。村落裁判制度は今のところ慣習法の成文化に消極的な態度を示しているが、（１）で述べたように、パプアニューギニアは国家としてメラネシア法学の発展に目覚めはじめており、今後、新しい状況（例えば、村落裁判の態度変更）や国家プロジェクトが生まれる可能性もある。

なお代表者は、これに関連して、マヌス州を対象に、慣習法の成文化の前提となる「書く行為」や「書かれたモノ」（書類の存在論）についても考察した[馬場　2019b]。

【引用文献】

馬場 淳　2012　『結婚と扶養の民族誌――現代パプアニューギニアの伝統とジェンダー』彩流社。

――――　2017 「パプアニューギニアにおける人権の認知度――マヌス島の事例」『国際地域学研究』（東洋大学国際地域学部）第 20 号、93-104 頁。

――――　2019a 「慣習法が息づく島――パプアニューギニア・ナウナ憲法の事例」『和光大学現代人間学部紀要』第 12 号、99-116 頁。

――――　2019b 「書類と／のエージェンシー――パプアニューギニア・マヌス島における法とコミュニケーション」杉島敬志（編）『コミュニケーション的存在論の人類学』臨川書店、233-278 頁。

Baba, Jun 2020 *Protecting Family in Contemporary Papua New Guinea: An Ethnographic Study of Legal Impact on Manus Islanders. Wako University*.（科研報告書）。

Demian, Melissa 2003 “Custom in the Courtroom, Law in the Village: Legal Transformations in Papua New Guinea.” *Journal of Royal Anthropological Institute* 9:97-115.

Epstein, A. L. 1974 “Introduction.” In Epstein, A. L. (ed.), *Contention and Dispute: Aspects of law and social control in Melanesia*, pp. 1-39. Canberra: Australian National University Press.

Forster, C. 2011 “Ending Domestic Violence in Pacific Island Countries: the critical role of law.” *Asia-Pacific Law & Policy Journal* vol. 12-2.

深川宏樹　2012　「村落裁判の形式化と戦略的利用――ニューギニア高地エンガ州における権威の希求」『くにたち人類学研究』Vol.7、49-65 頁。

Goddard,M 2008 *Substantial Justice：An Anthropology of Village Courts in Papua New Guinea*. New York: Berghahn Books.

Gonol, David 2016 *The Underlying Law of Papua New Guiena: An inquiry into adoption and application of customary law*. Port Moresby: University of Papua New Guinea Press.

Gordon, R. and M. Meggitt 1985 *Law and Order in the New Guinea Highlands: Encounters with Enga*. Hanover: University Press of New England.

石田慎一郎　2002　「戦争の復活と伝承の記述――パプアニューギニア、エンガ州における平和研究の系譜」『社会人類学年報』28 号、107-132 頁。

Ishida, Shin-ichiro 2008 “The indigenous law of the Igenbe of Kenya: an anthropological study.” In Miyamoto, Masaru (ed.), *Conflict Management and Legal pluralism: Studies in Local Societies of South-East Asia and East Africa*, pp. 117-185. Tokyo: Chuo University.

Epstein, A. L. 1974 “Introduction.” In Epstein, A. L. (ed.), *Contention and Dispute: Aspects of law and social control in Melanesia*, pp. 1-39. Canberra: Australian National University Press.

Scaglion, Richard 1985 “The Role of Custom in Law Reform.” In De Vere, R., Colquhoun-Kerr, D. and J. Kaburise (eds.), *Essays on the Constitution of Papua New Guinea*, pp. 31-38. Port Moresby: Tenth Independence Anniversary Advisory Committee.

――――　(ed.) 1983　*Customary law in Papua New Guinea : a Melanesian view*. Law Reform Commission Monograph no. 2. Port Moresby: Law Reform Commission of Papua New Guinea.

Strathern, M. 1972 *Women in Between: Female Roles in a Male World, Mt. Hagen, New Guinea*. London: Seminar Press.

Westermark, G. 1986 “Court is an Arrow: Legal Pluralism in Papua New Guinea.” *Ethnology* 25:131-149.

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計4件（うち査読付論文　1件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　1件）

１．著者名 馬場淳	４．巻 なし
２．論文標題 書類と／のエージェンシー――パプアニューギニア・マヌス島における法とコミュニケーション	５．発行年 2019年
３．雑誌名 杉島敬志（編）『コミュニケーション的存在論の人類学』臨川書店	６．最初と最後の頁 233-278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 馬場淳	４．巻 12
２．論文標題 慣習法が息づく島――パプアニューギニア・ナウナ憲法の事例	５．発行年 2019年
３．雑誌名 和光大学現代人間学部紀要	６．最初と最後の頁 99-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://wako.repo.nii.ac.jp/	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 馬場淳	４．巻 20
２．論文標題 パプアニューギニアにおける人権の認知度――マヌス島の事例	５．発行年 2017年
３．雑誌名 国際地域学研究	６．最初と最後の頁 89-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 馬場淳	４．巻 なし
２．論文標題 辺境の牧師たち――パプアニューギニア・マヌス島のキリスト教と伝統	５．発行年 2016年
３．雑誌名 大谷裕文・塩田光喜（編）『海のキリスト教――太平洋島嶼諸国における宗教と政治・社会変容』明石書店	６．最初と最後の頁 295-328
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計6件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

1．発表者名 馬場淳
2．発表標題 法人類学と存在論――法文書をめぐるエージェンシーとコミュニケーション
3．学会等名 日本法社会学会
4．発表年 2019年

1．発表者名 馬場淳
2．発表標題 慣習法の成文化はなぜ進まないのか？――パプアニューギニアの事例
3．学会等名 日本オセアニア学会
4．発表年 2019年

1．発表者名 馬場淳
2．発表標題 書類と／のエージェンシー――パプアニューギニア・マヌス島における法とコミュニケーション
3．学会等名 日本オセアニア学会
4．発表年 2018年

1．発表者名 馬場淳
2．発表標題 グローバル・クライシスと伝統――パプアニューギニア・マヌス州におけるパリアウ運動後継者の思索
3．学会等名 日本文化人類学会
4．発表年 2017年

1．発表者名 馬場淳
2．発表標題 パプアニューギニアにおける書類の意味と力
3．学会等名 国立民族学博物館・共同研究「エージェンシーの定立と作用」
4．発表年 2017年

〔図書〕　計2件

1．著者名 Jun Baba	4．発行年 2020年
2．出版社 Wako University	5．総ページ数 145頁
3．書名 Protecting Family in Contemporary Papua New Guinea: An Ethnographic Study of Legal Impact on Manus Islanders	

1．著者名 石田慎一郎	4．発行年 2019年
2．出版社 勁草書房	5．総ページ数 290
3．書名 人を知る法、待つことを知る正義――東アフリカ農村からの法人類学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
連携研究者	石田　慎一郎 (Ishida Shin-ichiro) (10506306)	東京都立大学・人文科学研究科・准教授 (22604)	